

【重要】資格情報ならびに個人番号（マイナンバーの下4桁等）確認のお願い

令和6年12月2日より健康保険証（以下、保険証）が廃止され、新たな交付ができなくなります。

今後は、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で行う仕組みとなります。

このため、加入者の皆様へ「資格情報のお知らせ」を事業所様経由で配布いたします。（任意継続加入の方は直接ご自宅に郵送いたします）。

このお知らせは、令和6年12月2日以降の健康保険証廃止後に、マイナ保険証（健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード）を安心してご利用いただくためのものです。

健康保険の資格情報とマイナンバーの下4桁を記載しており、皆様が安心して「マイナ保険証」を使用いただけるよう確認するためのお知らせとなっております。

お手元に届きましたら、登録内容をご確認いただき大切に保管してください。

（表示されております下4桁の数字がご自分のマイナンバーの下4桁と一致していない場合や、登録内容に違いがある場合は、当組合までご連絡ください）

◎「資格情報のお知らせ」は、こんな場合にご利用いただけます。

医療機関にカードリーダーがない場合や不具合で使えないとき、「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を医療機関に提示いただくことで受診いただけます。

なお、マイナンバーカードとスマホをお持ちの方は、**マイナポータルの資格情報画面**をスマホにダウンロードしていただくのが便利です。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。

関連リンク

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について（リンク先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html）
- ・マイナンバーカードは保険証として利用できます（リンク先：https://myna.go.jp/html/hokenshoriyoub_top.html）
- ・マイナンバーカード総合サイト（リンク先：<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>）

当組合からの送付書類（本年8月下旬 参考）

- ・「資格情報のお知らせ（見本）」（リンク先：<https://tobu-kenpo.or.jp/wp-content/uploads/sikakuosirase.pdf>）
- ・「リーフレット（マイナンバーの下4桁：照合用）」（リンク先：<https://tobu-kenpo.or.jp/wp-content/uploads/リーフレット.pdf>）

*マイナンバーカードをお持ちでない場合は、マイナンバーカードを取得の上、マイナ保険証の利用手続きをいただくようお願いいたします。

*本件に関し、当組合からお電話でマイナンバーをお伺いすることはございません。マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にはご注意ください。